

日本疫学会将来構想検討委員会

平成 19 年度報告書

平成 20 年 1 月

委員長 辻 一郎

1. 委員会の目的

日本疫学会が1991年に発足して以来、15年余が経過した。この間、会員数は発足時の約300名から現在では1400名へと順調に増加し、わが国における疫学研究の発展に貢献してきた。

しかし、この間の他国における疫学の動向やわが国における他の医学分野の動向に鑑みるに、わが国の疫学の研究レベルが順調に発展してきたか、あるいは他の医学分野や社会にどれだけ貢献してきたかとなると、いささか心許なさを禁じ得ない。

さらに、個人情報保護をめぐる社会情勢の変化により、疫学調査の環境は困難になりつつある。一方、ランダム化比較試験や臨床研究などの進歩・普及により、疫学者・生物統計学者に対する期待が高まっている。しかし、これらの新しい動きに日本疫学会が十分に対応してきたとは言い難い状況にある。

本将来構想検討委員会の目的は、わが国の疫学研究を飛躍的に発展させるための戦略を策定したうえで、その実現に向けた具体策を立案するとともに、その進捗を管理することである。

2. 委員会の検討経過

2007年度第1回日本疫学会理事会（2007年1月25日開催）、次いで評議員会、総会（ともに同年1月27日開催）で本委員会の設置が承認され、辻理事が本委員会の委員長として児玉理事長より指名された。それを受けて児玉理事長・辻委員長・中村副委員長（委員長の指名）により、委員会の方向付けと委員構成が協議され、それは2007年度第2回日本疫学会理事会（2007年4月16日開催）で承認された。

本委員会では、2カ月に1回のペースで委員会を開催するとともに日常的にもメイリングリストを活用して、精力的に議論を行った。活動内容は、以下の3点に集約される。

(1) 疫学研究の飛躍的発展に向けた戦略の検討

以下の5つの戦略課題について検討を行った。それは、疫学研究者の確保とスキルアップを図るための戦略、疫学研究の調査環境を改善するための戦略、臨床分野との連携を強化するための戦略、社会貢献・社会へのアピールを強化するための戦略、学会機能を強化するための戦略である。

これらについて、現状と課題を整理したうえで、基本目標を示し、その実現に向けた提言を行った。

(2) 改正統計法に対する対応

改正統計法の公布（2007年5月23日）を受けて、本委員会は「統計法の改正に係る疫学研究への法的配慮等に関する要望書」の草案を作成した。これは、理事会の承認を経て、日本疫学会より総務省及び厚生労働省に提出された。この要望書は、その後の社会医学関連4学会の要望書、そして日本医学会の要望書につながるものであった。なお要望書は日本疫学会ホームページにも掲載されているので、それを参照されたい。

(3) 政府統計の利活用に関する調査

政府統計の利用状況、政府統計を利用する際の困難な点、この件に関して日本疫学会として取り組むべき事項を明らかにするために、日本疫学会理事または評議員215人を対象に、2007年7・8月に郵送によるアンケート調査を実施した。132人（61.4%）より回答があった。その集計結果、考察、そして提言については、すでに日本疫学会ホームページにも掲載されているので、ここでは省略する。

本報告書は、上記3項目のうち第1項「疫学研究の飛躍的発展に向けた戦略の検討」について取りまとめたものである。なお、今後も学会の方向性について検討を継続する必要があるため、この報告書は最終的なものではなく、中間報告であることに留意されたい。

3. わが国の疫学研究の飛躍的發展に向けた提言の要約

上記第1項「疫学研究の飛躍的發展に向けた戦略の検討」では、個別の領域ごとに様々な提言が行われた（4頁以降に記載）。ここでは、それらを要約する形で、主要な提言を示すこととする。

(1) 若手研究者の確保とスキルアップを図ること

多くの若手が疫学研究に参加して、幅広い分野で活躍できるようになることが、疫学研究の発展の前提条件である。

その実現に向けて、① 大学院教育や学会・関連団体のセミナーの充実を図る、② ポストを拡充するとともに流動性を高める、③ 日本疫学会「若手の会」活動をさらに充実させるとともに学会運営への関与の機会を拡げるべきである。

(2) 疫学研究の調査環境を改善すること

疫学研究が發展するためには、レベルの高いデータが必要であるとともに、そのデータができる限りオープンになっていること（簡便な手続きで研究者が利用可能）が求められる。

その実現に向けて、① 政府統計の利活用の促進（とくに人口動態死亡統計では日本版 National Death Index の創設）に向けた調査研究と提言を行う、② データ・アーカイブ（調査研究データを寄託して、学術目的での利活用をオープンにするための組織）の設立に向けた調査研究と提言を行う、③ これらを集中的に行うために、日本疫学会のなかに統計利用促進委員会を設置するべきである。

(3) 臨床分野との連携を強化すること

エビデンス重視のなかで臨床研究に対する期待は強まっている。そこで、臨床研究と日本疫学会員との連携を強化する必要がある。

その実現に向けて、① 日本疫学会員と臨床研究との関わりについて調査を実施して、その課題と今後の方向性を検討する、② 疫学研究を企画している臨床研究者などを支援する（臨床研究者などからの申請を受けて、支援を行う疫学者を紹介する）ために、日本疫学会のなかに疫学研究支援委員会を設置するべきである。

(4) 社会貢献・社会へのアピールを強化すること

疫学研究は人々の健康と生命に直結する学問である。したがって疫学研究の成果を社会に還元することは、日本疫学会員の責務の1つである。

そこで、日本疫学会のなかに広報委員会を設置して、① 健康に関わる社会問題が発生した際には必要に応じて声明などを発することを通じて、世論を適切な方向に誘導するとともに日本疫学会と疫学研究に対する社会的認知を高める、② 学術総会時には優れた演題などについて外部への広報活動を行うべきである。

(5) 学会機能を強化すること。

上記の課題を果たすには、学会機能が十分に強化されなければならない。

その実現に向けて、① 日本疫学会事務局と学会誌 JE 編集委員会事務局の双方を統合して、その機能を恒常化する、② 評議員の役割・利点を明確化するとともに再任手続きを適切に行うことにより、評議員会の機能を強化する、③ 学会誌 JE のさらなるレベルアップ（投稿・掲載論文数の倍増、Impact Factor のアップなど）に向けた取り組みを強化する、④ 日本疫学会のなかに学術委員会を設置して、学術総会に本部企画のプログラムを盛り込むなど、総会運営に積極的に関与するべきである。

4. おわりに

上に掲げた提言は多岐にわたっており、それを行うには相当の人手と費用が必要である。したがって日本疫学会の財政をさらに充実しなければならない。学会収入を増やす第1の方法は、学会員を増やすことである。現状においても、社会医学系の研究者・実践者における疫学会員の割合には改善の余地がある。さらに栄養・運動・心理・薬学など疫学研究の範囲は広がる一方であり、それらの分野からの入会が期待される。しかも臨床研究者との連携強化が進むなかで、学会員の増加も期待される。

もとより「学会員の増加」ということが日本疫学会の最重要課題（あるいは目的）ではない。しかし疫学研究の発展とともに学会員が増えることは必然の結果であり、その意味で学会員数というものは学会活動の質を評価する指標の1つたり得る。

その意味で、本報告書に掲げた提言が実現して、日本の疫学研究のレベルが発展し、社会および保健医療関連職種における疫学研究および日本疫学会の位置づけが強まれば、その結果として学会の規模は大きくなるはずである。当面の目標として、5年以内に学会員2000名規模となるような状況の実現を目指して、戦略的な取り組みの強化を呼びかけるものである。

疫学研究のレベルアップに関する提言

現状と課題

- 1) わが国では、対象者数・調査項目の精度・調査間隔・追跡の精度などの点で、国際的なレベルのコホート研究は僅かしか存在しない。対象者数・調査項目の精度・調査間隔に関する問題は、主に研究費やスタッフの不足によるものである。一方、追跡の精度に関する問題は、疾病登録が未整備であること、転居者の追跡が困難であること、人口動態統計目的外使用の申請に長時間を要することなどによるものである。
- 2) 小規模のコホートは各地に多数存在するが、個々のコホートだけでは統計学的検出力などに限界がある。このため、データ統合に向けた研究班などが活動を始めている。
- 3) 研究データの所有権（または管理義務）に関する合意ができていない。そのため、研究者の退職などに伴って、その研究者が管理していたデータが散逸してしまう恐れがある。貴重な研究データを継続して利活用可能なものにする態勢が必要である。

基本目標

- 1) 国際的なレベルの大規模コホート研究を立ち上げること（あるいは既存のコホートのレベルアップも考慮）。
- 2) 追跡の精度を向上させる態勢を作ること。
- 3) 共同研究のさらなる活性化により、大規模コホートの利用を促進するとともに、小規模コホートなどのデータの統合を推進すること。
- 4) データ・アーカイブの創設、または現存するアーカイブへのデータ寄託について検討すること。

目標の実現に向けた提言

- 1) がん・循環器疾患などの疾病登録の発展に向けて、関係団体と連携して、国・自治体へ働きかけるとともに、その必要性・価値などを一般国民に対して啓発する。
- 2) 政府統計の利活用の促進、とくに人口動態統計死亡データの利活用の促進、さらには日本版 National Death Index の創設に向けた委員会を理事会の下に設置して、調査研究を行うとともに、それに基づく提言を行う。
- 3) データ・アーカイブの必要性と意義、日本における取り組み（例：東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターの SSJDA など）について、疫学会員に周知する。現存するアーカイブへのデータ寄託について、関係団体と協議する。そのための委員会を理事会の下に設置して、調査研究を行うとともに、それに基づく提言を行う。

若手研究者の確保と育成に関する提言

現状と課題

- 1) 疫学会に占める若手研究者の比率は近年著しく増加している。若手研究者には、医師だけでなく、医学部以外の出身者も相当数含まれている。これは、栄養・運動・心理・薬学などの分野で疫学的手法による研究が多く行われるようになったこと、さらには医学部以外の出身者を対象とする修士課程が全国の医学系大学院で設置されたことなどによると思われる。
- 2) 大学院教育では、各自の所属する研究室の研究テーマに関する教育・研究指導が多く、疫学や予防医学全般に関する幅広い（体系的な）教育が行われているとは言い難い。
- 3) 若手研究者に対するポストが十分にあるとは言えない状況であり、学位取得後のキャリア・パスが必ずしも明確にはなっていないため、疫学に興味があっても進学を決意できない者もいるかもしれない。
- 4) 「若手の会（正式名称 [疫学の未来を語る若手の集い]、平成 19 年 12 月時点でのメーリングリスト参加者 282 名（学会会費納入者は 243 名）」は若手研究者の交流に大いに貢献しているが、そこでの議論が疫学会（学術総会、評議員会や理事会）の運営にさらに反映される必要がある。

基本目標

- 1) 研究施設や関連組織における疫学実務ないし教育担当者の増加と質の確保
- 2) 臨床研究ほかの学際的研究活動で専門的助言のできる疫学者の育成

目標の実現に向けた提言

- 1) わが国の疫学研究水準向上のための大学院における疫学教育ガイドラインの策定
 - ・専門領域によらない疫学履修の必須事項（minimum requirement）を明確にする。
 - ・各分野の専門性の高い疫学関連履修事項にも可能な範囲内で言及する。
- 2) 学術総会、疫学セミナーほかの初心者および中級者向けの教育企画の実施
 - ・疫学実務者のための体系的な講習会のさらなる充実と適宜開催を目指す。
- 3) 若手の会のさらなる充実と学会組織活動の一部担務
 - ・評議員会での活動報告、学会本部活動（広報活動、調査活動等）の一部担務などを課すこと。
 - これにより、若手の会の活動のさらなる充実とともに、その学会運営への反映が期待できる。
 - ・若手疫学研究者の確保と育成について、若手会員からの意見聴取の機会を増やすべきである。
- 4) 学会員個々の専門領域の明確化
 - ・疫学の専門性について会員相互のみならず外部の理解を促進し得る。
 - ・ウェブ上で定期的または随時更新可能とする。

Journal of Epidemiology の役割に関する提言

現状と課題

- 1) 年間 6 号隔月に発行。掲載論文数は年間約 30 編で、ほとんどが学会員からの投稿による。投稿数は約 100 編。Impact Factor は 1.247 (2005) および 1.240 (2006)。投稿受付から第 1 回著者返送までの平均日数は 18 日と短い。
- 2) 学会の学術雑誌なので特に広報活動はしておらず、学会員以外の研究者への情報提供はきわめて限られている（サーチエンジンで JE を検索しても出てこない。学会ホームページでの JE のサイトの情報が限られている。新しい号が出版されても学会員に冊子送付以外に宣伝されていない。）投稿は、主として電子メールにより行われている。投稿料は徴収していない。オンライン閲覧は J-STAGE(科学技術情報発信・流通総合システム)を利用している。
- 3) 編集委員会は約 20 人の編集委員から構成され、主に電子メールにより日本語で査読・編集作業を行っている。編集委員会事務局は編集委員長の所属機関に配置されている。

基本目標

- 1) 国際的な疫学専門誌としての地位を確立する。
- 2) 投稿数を増やし、掲載論文数を今の 2 倍程度にする。
- 3) 査読方法、編集方法を改善することにより、掲載論文の質を高める。
- 4) Impact Factor を一定レベルにあげる。
- 5) 編集委員会事務局機能を定型化する。

目標の実現に向けた提言

- 1) 学会ホームページの JE サイトを充実させる。
 - ・投稿しやすいように instruction にアクセスしやすくする。
 - ・JE についての情報を追加する (scope、IF、編集委員リストなど)。
 - ・オンラインジャーナルへのアクセスを容易にする。
 - ・海外からの投稿を増やすのであれば英語サイトも充実させる。
- 2) 投稿しやすいように、また論文管理をしやすいようにオンライン投稿・査読システムを導入する(メーリングリストでの編集委員間の情報共有を併用しながら)。
- 3) 編集委員の学術雑誌運営に関する知識を底上げした上で、編集方針について検討する。
 - ・編集会議時などに投稿状況、査読状況、掲載状況などを分析する。
 - ・編集委員の編集知識を標準化させる勉強会を開催する。
 - ・Impact Factor を上げるための戦略的取り組みを検討する (Review Article を国内外の先生に依頼するなど)。
 - ・他の英文ジャーナルの現状など情報を集めて、共有する。

- 4) 学会員に向けての広報活動を強化する。
 - ・学会員からの投稿を増加させるために学会総会で JE ブースを設けて広報する。
 - ・編集委員会からのメッセージを定期的に雑誌に掲載する。
- 5) 英語の質とスタイルをある水準に統一するために英文校閲を導入する。
- 6) 掲載論文の中から、年に数編優秀論文を選び、表彰する。
- 7) オンラインジャーナルへの早期公開（アクセプトになった後、印刷前に公開する）を検討する。
- 8) 紙媒体でのジャーナル配布の是非を検討する。

疫学研究の調査環境の改善に関する提言

現状と課題

- 1) わが国の疫学研究を発展させる上で、人口動態統計をはじめとする政府統計の利用が促進される必要があるが、政府統計の利用がしにくいという指摘がある。
- 2) 平成 19 年 7 月に疫学会評議員等を対象に実施した政府統計利用状況の調査結果によれば、この 3 年間の間に政府統計利用を申請した者は 33 人とどまっている。
- 3) 申請が行われた統計の種類としては、その約 8 割が人口動態統計の死亡情報であり、人口動態統計の利用価値が高いことが明らかになった。
- 4) しかし、申請から認可までに約 1 年を要しており、また、その間平均約 10 回の資料の追加等の修正を求められているなど利用にはさまざまな困難があることが分かった。
- 5) 平成 19 年 3 月に統計法が全面改正され、政府統計の利用が促進されることとなったことから、法改正を機会に政府統計の利用環境を改善する必要がある。

基本目標

- 1) 人口動態死亡票の目的外使用について、現在 1 年を要する申請から承認までの時間が短縮され、申請の要する事務負担が軽減されること。
- 2) 改正統計法において政府統計の利用できる者として、疫学等公衆衛生に関する研究者が法的に位置づけられること（改正統計法第 33 条第 2 項関係）。
- 3) 日本においても米国の National Death Index のような、研究者から求めに応じて政府が有する死亡情報を研究対象者との照合・情報提供する仕組みが制度化されること。

目標の実現に向けた提言

- 1) 現行統計法の下で申請から承認の期間が短縮されるよう国に働きかけを行う。
- 2) 改正統計法第 33 条第 2 項で規定される「総務省令で定める者」に疫学等公衆衛生に関する研究者が規定されるよう国に対して働きかけを行う。
- 3) 日本でも米国の National Death Index のような制度ができるよう欧米各国の状況を調査・研究し、国に対して制度創設に向けた働きかけを行う。
- 4) 上記 1)～3)を実現するため、日本疫学会理事会の下に「政府統計利用促進委員会（仮称）」を設置して、調査研究を行うとともに、それに基づく提言を行う。

データ・アーカイブ（Data Archive）設立について

1. はじめに

データ・アーカイブとは調査研究のマイクロデータ（個別データ）を収集、保管して、学術目的での2次分析のために提供する機関である。

疫学研究は健康に関連する大量の個人データを収集して分析するために、多くの研究で膨大な費用と労力、時間を必要とする。一方で、疫学研究の目的はデータの収集ではなく、公衆衛生に寄与する解析結果の社会への還元であり、収集したデータを十分に活用することが疫学者の使命である。しかしながら、研究によってはデータ収集に労力を使い果たし、マンパワーの限界などから、十分な解析ができずに保存されているものがある。これらのデータを有効に活用できる環境を整えることは日本疫学会の新たな役割である。

2. 現状

データ・アーカイブは社会科学の分野で充実しており、米国の民間機関の Roper Center と大学連合による ICPSR (Inter-university Consortium for Political and Social Research) が中心的なデータ・アーカイブとして活動している。ICPSR は民間の調査だけでなく、官庁統計のマイクロデータの提供も行っており、日本からも協議会に加盟すれば ICPSR の膨大なデータを自由に利用できる。わが国では東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターが社会科学の実証研究を支援することを目的として、SSJデータ・アーカイブ（Social Science Japan Data Archive）を構築し、個票データの提供を1998年4月から行っている。しかし、わが国の疫学研究においては、疾病登録データや大規模コホート研究データのなかで第三者の研究利活用を認めているものが一部ある程度に過ぎない。

3. データ・アーカイブの意義

データ・アーカイブの意義は次の3点に集約できる

- ① 2次分析によるデータの活用環境を整備することにより、貴重な疫学データを社会に還元することができる。
- ② 個人では調査できない疫学データを若手研究者に提供することによって若手研究者を育成することができる。
- ③ 大規模調査研究の結果は第三者による検証が難しいが、これらの疫学データを検証することにより、疫学研究の水準を向上させることができる。

4. データ・アーカイブ設立に向けて

日本疫学会はデータ・アーカイブ設立に向けて次のことを行うべきである。

- ① データ・アーカイブ設立準備委員会（仮称）を設置する。
- ② 上記委員会は世界のデータ・アーカイブに関する情報収集を行い、設立に必要な要件、課題を整理して、設立規約案を作成する。
- ③ 日本疫学会は設立規約案をもとに、日本疫学会データ・アーカイブ規約（仮称）を作成して、これに基づいて日本疫学会データ・アーカイブを立ち上げる。

疫学会の広報活動向上のための提言

わが国において疫学が果たすべき役割は社会の中で急速に大きくなりつつあり、疫学会に対する期待も大きい。疫学会の社会的な認知を高めるためには、適切なタイミングで研究などの疫学的妥当性に関するコメントを速やかに公表することがきわめて重要と考えられる。また学会活動が活発にするためには、学術総会での報告の広報活動などの仕組み作りも必要である。以上から下記の仕組みを整備することを提案する。

1. 広報委員会の創設

社会的な活動を円滑に進めるためには広報委員会を整備して、対外的な活動の基本方針を作成する。具体的な対応策については個別課題に取り組みながら機能を拡大していくのがよいのではないかと。具体的には担当理事と分野別に評議員を広報委員として任命する。委員会は理事長談話、理事会声明、学会声明などの手順を定めるとともに、具体的な課題について学会としての意見を公表する事例を蓄積する。広報内容は緊急の課題、時事的な課題にとどまらず、疫学の方法や知見、社会への貢献など疫学の社会的認知を高めるのに有用と思われる内容を継続的に発信することが必要である。広報委員会の体制が整った段階で、評議員などを広く組織し総合的な広報体制を作り上げていくべきである。

2. 学術総会に学会が関与する体制の整備

現在学術総会は学会長が全面的な企画運営を担当し、学会そのものは運営に関与しない仕組みとなっている。しかし疫学会の認知度を向上するには様々な仕掛けが必要と考えられる。第一に学会として総会の一部プログラム企画を担当する仕組みがあるとよい。また学会として発表内容の評価と広報活動を行うのも効果的ではないか。具体的には下記の案が考えられる。学会内に学術委員会を組織して学術総会開催に関わる体制を整備してはどうか。

1. 総会の組織委員会に学会側の委員会委員（少なくとも学術委員会と広報委員会）が参加する仕組みを作る。
2. 総会の中に本部企画のプログラムを入れるようにする。
3. 本部企画は学会の数年後にあるべき姿を見通した、継続性のある内容とする。
4. 総会の広報活動を学会として行うため評価部門を設置して発表内容で優れたものに対する賞等の設置と外部への広報活動を行う。

疫学会事務局機能の恒常化

現状と課題

現在は学会会則により、理事長のもとに学会事務局が置かれ、事務局長（会員）およびアルバイト（人件費は学会負担）で学会の事務・運営を行っている。これについては以下のような問題がある。

- （１）学会員の増加により、理事長が所属する組織の負担が過大となっている。
- （２）学会の予算上の人件費が限定されており、現実問題として理事長の持ち出しが起きている。
- （３）現行の規定では理事長の任期は３年であり、３年ごとの事務局移転の負担も大きい。
- （４）そのために、理事長の引き受け手が無くなることも懸念される。
- （５）将来的には学会の法人化も検討しなければならない。そのときに現在の会則は法人の定款となるが、３年（あるいは理事長が再任されると６年、９年、… ということもあり得るが）ごとに定款を改定する必要もあり（定款には法人の所在地を記載する必要がある）、その作業も大変である。

基本目標

雑誌編集委員会の事務局と統合して、学会事務局の恒常化を図る。

目標の実現に向けた提言

具体的に、（１）既存の組織への事務委託、（２）新たな組織を設立しての事務委託、（３）会員が所属する組織での恒常化、（４）部屋を賃借して職員を常駐させ、事務局長が管理する、等の方法を検討したが、（１）現行の組織への事務委託が最も現実的であるという結論に至っている。

評議員会の活性化

現状と課題

- (1) 評議員会は年に1回、学術総会に併せて開催されているが、参加者数が少なく、議論も低迷している。
- (2) 評議員であることの利点も少ない（履歴書に学会役員として記載することができるくらいか？）
- (3) 評議員の任期は3年であるが、現実には、役員の定年（63歳）を除いては、自動的に再任している。

基本目標

評議員会の活性化を図る。

目標の実現に向けた提言

(1) 評議員の役割を明確にする

わが国の疫学研究をリードする日本疫学会の中心的役割を担うのが評議員である。従って、学会として対処が必要となる社会現象などが起こった際には、まず評議員の中から適切な専門家に学会としての対処をお願いすることになるであろう。その他、学会として必要な要請があった場合には、積極的に応じることが求められる。たとえば次の項の「疫学研究以外の者が実施する疫学研究の支援」において、候補者はまず評議員から検討することになるであろう。

(2) 評議員であることの利点を明確にする

上記のような役割分担を果たしたことについて、学会、あるいは社会からの評価はまず第1次的には当該評議員のものとなる。また、研究支援を行った場合には、基本的には共同研究の形式となるので、支援を行った評議員の業績となる。

(3) 評議員再任を厳格におこなう

現状では任期は3年と定められているものの、いつまでが任期なのかは評議員本人も学会事務局も正確に把握していない。これを理事選挙の年度の総会の日までとし（新任の評議員も、3年の任期にかかわらず、全員この日までの任期とする）、総会で再任の確認を行う。この手続きは本人の申請に基づいて行うこととし、申請書に過去3年間の疫学に関する活動報告（学会への参加、学術論文執筆、あるいは上述のような社会活動、等）を添付することを義務づける。これに何も書くことができない評議員は再任の申請を行いにくくなることが期待される。なお、提出された活動報告は総会会場で公開するものとする。

疫学研究者以外の者が実施する疫学研究の支援

現状と課題

学会員の中には、本格的な疫学研究者、あるいは本格的な疫学研究を行っている組織に属する者もいれば、そうでない者もいる。さらに、臨床や保健の現場で疫学研究を実施したいと考えたり、実施の必要に迫られている者もいるが、現状としては相談を持ちかける場すら存在せず、運が良い者だけが個人的な伝手により支援してもらえる研究者にたどり着いている。また、行政組織などで疫学調査を必要としているが、適切な研究者が見つからない、ということもある。

わが国の疫学研究をさらに活性化させるためには、疫学研究を支援する組織が必要である。

基本目標

疫学研究者と支援を求める者を結びつける組織を学会で設立する。(仮称；疫学研究支援委員会)

目標の実現に向けた提言

(1) 委員会の設立

(2) 申請の募集

申請は常時行う。支援を求める会員（非会員の場合には、研究の代表者には入会してもらう）は一定の様式に必要事項を記載し、学会事務局に提出する。記載内容は、研究の内容（できるだけ具体的に）、使用できる研究費（無くても構わない）、報酬（無くても構わない）、等である。ただし、支援は計画段階から行うものとし、「既に調査を実施したので解析について支援がほしい」、といった申請は原則として断る。公表できない研究も、後述の支援者の業績の問題も絡むので、原則としてお断りする。

(3) 委員会での検討（マッチング）と評議員への打診

提出された申請書を委員会で検討し、支援を依頼する評議員の選定を行う。この際には、評議員の専門、所在（申請者が研究を行う場所に近い方が良い）、等を考慮する。複数の評議員を順番を付けて選出し、順に支援への参加の諾否を確認する。このときに打診された評議員から、たとえば「社会人大学院への入学」といった条件が出されることも認める。これは申請者に伝えられ、このような条件を申請者側で受け入れるかどうかについて、個々の交渉次第となる。

(4) 支援の受け入れが決定すれば、申請者と評議員を引き合わせ、後は当事者同士の話となる。

(5) 研究の成果は疫学会学術総会や Journal of Epidemiology など、申請者と支援者の共同研究として公表することを原則とする。

(6) 以上のような点を学会の HP や、学術総会の際のポスターなどで広く宣伝する。

(7) 学会発表や論文公表の際に、この事業によって実施した研究であることを明示していただくと、大変ありがたいし、宣伝になる。

将来構想検討委員会委員

- 岡山 明 財団法人結核予防会第一健康相談所 所長
- 栗山 進一 東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 准教授
- 黒沢 洋一 鳥取大学医学部医学科健康政策医学分野 教授
- 斎藤 重幸 札幌医科大学医学部第二内科 講師
- 佐藤 眞一 大阪府立健康科学センター健康度測定部 部長
- 祖父江友孝 国立がんセンターがん対策情報センターがん情報統計部 部長
- 玉腰 暁子 愛知医科大学医学部公衆衛生学 准教授
- 塚原 太郎 自治医科大学地域医療学センター 教授
- ◎ 辻 一郎 東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 教授
- 中村 好一 自治医科大学公衆衛生学教室 教授
- 中山 健夫 京都大学大学院医学研究科健康情報学分野 教授
- 西 信雄 財団法人放射線影響研究所疫学部 副部長
- 寶澤 篤 滋賀医科大学社会医学講座福祉保健医学部門 特任助教
- 寶珠山 務 産業医科大学産業生態科学研究所環境疫学 准教授
- 山縣然太郎 山梨大学大学院医学工学総合研究部社会医学講座 教授
- 山本精一郎 国立がんセンターがん対策情報センターがん情報統計部 室長

◎ : 委員長、○ : 副委員長